

業務報告書の提出について

建築士法第23条の6の規定により、建築士事務所の開設者に対し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、設計等の業務に関する報告書（業務報告書）の提出が義務付けられています。

報告書を提出しなかった場合、あるいは虚偽の記載をして報告書を提出した者は、建築士法第41条により、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

また、都道府県の指導等にも関わらず未提出の場合には監督処分の対象となります。

未提出の業務報告書（平成19～22年度分）がある場合は直ちに提出して下さい。提出先につきましては、事務所所在地の都道府県等にお問い合わせください。

なお、業務報告書の第三面にある「所属建築士名簿」には、当該事業年度内に建築士事務所に属した全ての建築士を記載してください。管理建築士も建築士事務所に属している建築士となるので報告書に記載してください。所属建築士名簿に記載のない建築士は、業として設計・工事監理等を行うことはできません。

改正建築士法に関する情報、関連のQ&Aは、以下のホームページをご参照ください。

一般社団法人 新・建築士制度普及協会 <http://www.icas.or.jp/>